

条 例 見 直 し 調 査

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県宅地建物取引業法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第17号	法 規 集	第 12 編 第 8 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部建設業課		
条 例 の 概 要	宅地建物取引業法に規定する事務に係る手数料に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	宅地建物取引業法に規定する事務は、宅地建物取引業を営もうとする者及び宅地建物取引主任者の登録を受けようとする者という特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定める条例は必要である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引主任者の登録等に係る手数料の額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定めがあり、本県において、政令で定める額と異なる額を定める特段の事情がないことから、本条例において同額の手数料を定めるとともに、指定試験機関が行う宅地建物取扱主任者資格試験を受ける場合の手数料の額を定めており、有効な規定となっている。	主な手数料(20年度実績) ・ 宅建業の新規免許 33,000円 355件 ・ 宅建業の更新免許 33,000円 2,016件 ・ 宅地建物取引主任者登録 37,000円 2,912件
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引主任者の登録等に係る手数料については、宅地建物取引業法等に準拠する形で必要な事項を明確に定めており、効率的である。 また、宅地建物取引主任者資格試験に係る手数料の徴収に関する事務については、指定試験機関に委任し、効率的に事務を執行している。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	宅地建物取引業法に基づき、申請者から徴収する手数料の額及びその徴収方法に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針に適合している。 また、宅地建物取引主任者資格試験に係る手数料条例の徴収に関する事務は指定試験機関に委任して行っており、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	宅地建物取引業法に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項 国において政令の改正が行われた場合には、手数料の額について、適宜必要な見直しを行う。
	次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無
		有	無